

〔設問1〕

1. 裁判所は、本件絵画に関する契約は、Yの代理人AとXとの間で締結されたという事実を判決の基礎とすることができるか。
2. 裁判所は当事者の主張している事実を判決の基礎とすることはできないとされている(弁論主義第1原則)。そして、この事実は主要事実とされている。理由は?(本件事実)
3. このため、本件においては、1に掲げた事実が当事者の主張する主要事実であるか否かが鍵となる。
4. 本件事実は、証人Aの証言によるものである。証拠の資料であるため当事者の主張とはいえない。
5. 弁論主義第1原則で、当事者の主張から裁判所が基礎としようとするのは主要事実であることから、この事実が問題解決あるいは補助事実であれば、当事者の主張から判決の基礎となりうる。
6. 本件事実は、契約締結における代理行為というものである。この本件事実は、代理行為、署名、代理権とあるため、これらを含めて本件事実は、主要事実である。先立の代理権授与
7. よって、本件事実は当事者の主張から判決の基礎とすることができる。判例の分析は?

〔設問2〕(1)

1. 本件訴訟の訴訟物は、当社は贈与契約に基づく本件絵画の引渡請求権であり、その請求原因は贈与契約の締結(民法(旧民法)589条)である。

第3問

2. しかし、このXの請求に対し、Yは本件契約は贈与契約ではなく、時価相当額である200万円を代金額とする売買契約(民法555条)であるとの理由付否認を行っている。また、裁判所は当事者が申し立てている事項については判決をするに当たって(民事訴訟法(以下、法名略)246条)とされている。これは被告にとり不意打ちによつて想定以上の負担をかけるためであり、またその防衛範囲と保障のためである。

3. このため、裁判所が「YはXから200万円の支払を受けると引換えに、Xに対し本件絵画を引渡し、との引換給付判決とするには、Xから、①本件契約は売買契約であること②代金額は時価相当額であることの主張がなされ、Yからは、③本件絵画引渡し後は、時価相当額の代金支払と同時に履行である(民法533条)との主張がなされる必要がある。

4. 本件では第2回口頭弁論で、Xから①②について予備的請求として主張がなされている。

[設問2]②

1. 本件絵画に関する契約が売買契約であり、その代金額が時価相当額であることは、Xの予備的請求および、Yの理由付否認で主張がなされる。一致し、争いのないところから裁判所は、これを判決の基礎とするに当たって、これをなすに当たらない(弁論主義第2原則)



2. 1.で述べたとおり、本件絵画の売買契約の代金額が時価相当額であることは争いなく、また、この時価相当額とXは200万円、Yは300万円と主張している。

3. この金額認定にあたっては、Yの取得リスクや防衛権を考慮すると、原告であるXの主張を上回るXにとって有利な認定は許されるべきではない。

4. このため、本件絵画の時価相当額が220万円と評価される場合は、「YはXから220万円の支払を受けるのを引換えに、Xに対し本件絵画を引渡せ」との判決をすべしにとるか、本件絵画の時価相当額が180万円と評価される場合は、Xの主張する200万円の限度で、これを認めべきであり、「YはXから200万円の支払を受けるのを引換えに、Xに対し本件絵画を引渡せ」との判決が与えられるべきである。

〔設問3〕

1. 裁判力は確定判決の主文に包含するものに限られ、その効力を有する(114条1項)

2. そして、この主文に包含するものとは、訴訟物と解されている。

3. 本件においては、XがYに対し本件絵画の引渡しを求めた訴えにつき確定判決が与されている。この訴訟において、

主物的請求の訴訟物は、贈与契約に基づく本件絵画の引渡し請求権であり、予備的請求の訴訟物は、売買契約に基づく本件絵画の引渡し請求権である。

8. 1のうち予備的請求が全部認容され、200万円の支払いと引換の事件絵画の引渡。という引換給付判決が与えられている

6. 引換給付判決の趣旨は、前件のとおり全部認容判決ではあるが、強制執行の段階において、被告側が、同時履行の抗弁等、立証した場合には、それを担保するものである。

6. 2のため、引換給付判決の引換の部分は、主文にあるものの訴訟物ではないので既判力が及ぶものではない。

7. 次に後訴であるが、後訴は、事件絵画の売買代金200万円の支払を求めたものであり、その訴訟物は、売買契約に基づく事件絵画の代金支払請求権である。

8. 1のように前訴と後訴は、訴訟物が異なり、かつ前訴判決の引換部分には既判力が生じないので、後訴に前訴判決の既判力は及ばない。即ち後訴におけるXによる本件契約は贈与契約であるとの主張も、また仮に本件契約が売買契約である主張およびその場合の代金額である時価相当額が150万円であるという主張にも既判力は及ばない。

9. しかし、Xは前訴において、本件契約は売買契約であるという主張、売買契約であった場合の代金額は200万円であるという主張を行っている。→ 規範も立てるこい

10. 1の前訴であった売買契約であり代金額が200万円であるという主張は、信義則に反し、行われるものとして解される。

11. よって、後訴においては、XY間の事件絵画の売買契約の成否及びその代金額については信義則により排除される。いし